広島県ごみ処理広域化・集約化計画

令和８年 10 月　広島県

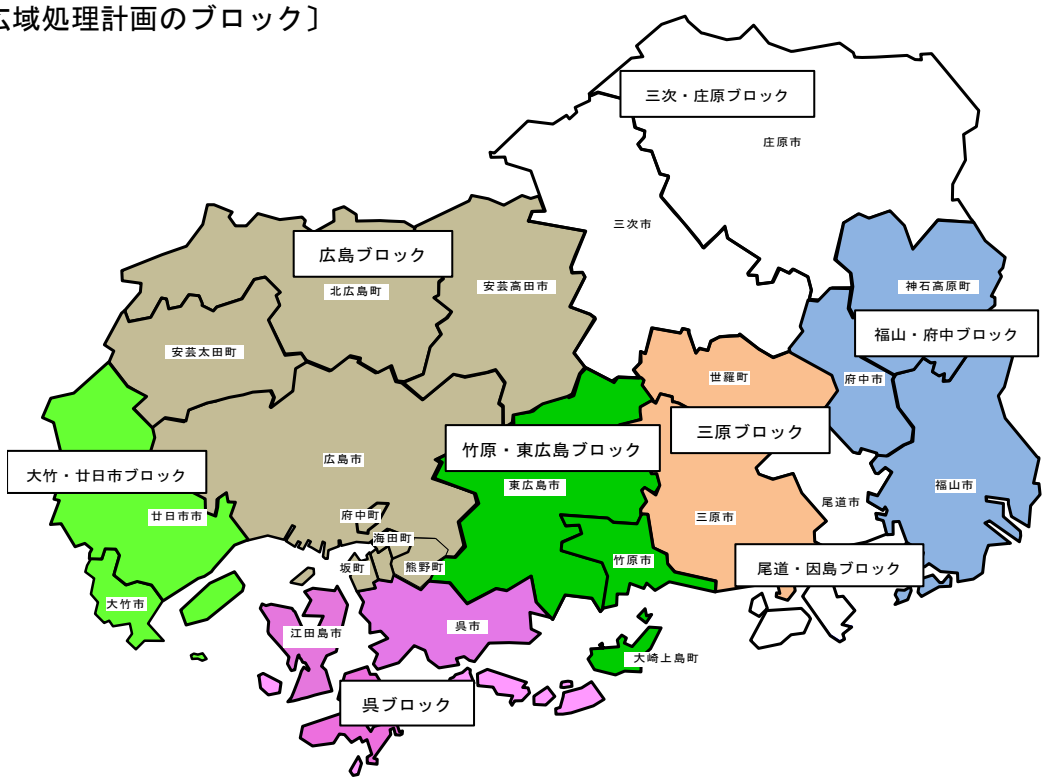
１　基本的事項

（1）計画策定の背景・趣旨

ごみ処理の広域化について、本県では、平成９年の「ごみ処理の広域化計画について」（平成９年５月 28 日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を受け、平成 10 年３月に「広島県一般廃棄物広域処理計画」（以下「広域処理計画」という。）を策定し、県内を８つのブロックに分け、地区ごとに、ごみ処理施設の集約化を進めることとしました。

また、平成 31 年の「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年３月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を受け、第５次廃棄物処理計画に広域的な一般廃棄物処理体制を記載することで、広域処理計画として位置付け、段階的に集約化を進めてきました。

〔広域処理計画のブロック〕



（2）新たな広域化・集約化計画の必要性

国においては、人口減少によるごみ排出量の減少や担い手不足、廃棄物処理施設の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されているとともに、近年頻発する大規模災害に対応した処理体制の構築が必要であるとして、令和６年に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和６年３月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出し、都道府県に対し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）の策定を求めています。

そのため、県では、今後将来にわたり持続可能な廃棄物処理体制を確保することを目指し、長期広域化・集約化計画を策定することとしました。

（3）計画の期間

令和８年度（2026 年度）から令和 32 年度（2050 年度）までとします。

なお、概ね５年ごとに市町における廃棄物処理施設の稼働・整備状況等、廃棄物処理情勢の変化を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定を行います。

（4）対象施設

広域化・集約化計画の対象施設は、市町及び一部事務組合が施設整備を行う焼却施設とします。

２　広域化・集約化状況の評価

令和６年度末時点の焼却施設の数は次表のとおり、広域処理計画策定前の 48 施設から 20 施設（うち６施設が休止中） に集約されており、一定の成果が得られています。

〔ブロック別の焼却施設の数〕

ブロック名	構成市町	焼却施設の数	
		H9	R6
①　大竹・廿日市ブロック	大竹市、廿日市市	６	３ （2休止）
②　広島ブロック	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	14	５
③　呉ブロック	呉市、江田島市	６	１
④　竹原・東広島ブロック	竹原市、東広島市、大崎上島町	４	１
⑤　三原ブロック	三原市、世羅町	４	１
⑥　尾道・因島ブロック	尾道市	３	２
⑦　福山・府中ブロック	福山市、府中市、神石高原町	８	５ （4休止）
⑧　三次・庄原ブロック	三次市、庄原市	３	２
合計		48	20 （6休止）

３　人口及びごみ排出量の将来予測

人口は、「日本の地域別将来推計人口」（令和６年 10 月国立社会保障・人口問題研究所公表）により推計を行いました。

ごみ排出量は、生活系ごみと事業系ごみの排出量を令和２年度から令和６年度までの実績値により推計し、将来推計人口を乗じて推計値を設定しました。

〔ブロック別の人口及びごみ排出量の将来予測（R6 は実績値）〕

ブロック名	R6 実績※1		R12 推計		R22 推計		R32 推計	
	人口〔千人〕	ごみ排出量〔千ｔ〕	人口〔千人〕	ごみ排出量〔千ｔ〕	人口〔千人〕	ごみ排出量〔千ｔ〕	人口〔千人〕	ごみ排出量〔千ｔ〕
①大竹・廿日市ブロック	141	40.0	133	33.1	122	26.4	111	22.7
②広島ブロック	1,342	378.9	1,316	339.4	1,249	280.8	1,171	235.3
③呉ブロック	223	73.8	199	55.9	167	37.9	139	26.9
④竹原・東広島ブロック	220	70.5	221	60.5	209	46.5	195	34.9
⑤三原ブロック	102	33.4	90	25.5	77	19.0	65	14.4
⑥尾道・因島ブロック	126	47.3	116	40.0	102	30.1	88	22.9
⑦福山・府中ブロック	499	150.2	471	118.6	441	86.7	408	66.5
⑧三次・庄原ブロック	79	23.9	72	21.9	61	20.8	52	19.8
合計※2	2,731	818	2,618	694.9	2,428	548.3	2,230	443.4

※1　令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※2　端数処理のため、合計値が合わない場合がある

4　ブロック区割りの検討

現在、広域処理計画に基づき、各市町において施設整備や更なる広域化・集約化の検討が行われているところであり、現状の広域化・集約化の達成状況、広域化についての将来予測等を踏まえ、今後も継続して現行の８つのブロックで広域化を進めていくこととします。

〔ブロック区割り〕

ブロック名	構成市町
①　大竹・廿日市ブロック	大竹市、廿日市市
②　広島ブロック	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
③　呉ブロック	呉市、江田島市
④　竹原・東広島ブロック	竹原市、東広島市、大崎上島町
⑤　三原ブロック	三原市、世羅町
⑥　尾道・因島ブロック	尾道市
⑦　福山・府中ブロック	福山市、府中市、神石高原町
⑧　三次・庄原ブロック	三次市、庄原市

5　広域化ブロックごとの廃棄物処理体制

ブロック別に人口及びごみ排出量の将来推計結果を整理しました。

なお、各ブロックの焼却施設数は、県内市町における施設整備の状況やごみ排出量の推計結果等を踏まえて設定しました。

〔人口及びごみ排出量の将来予測（R6 は実績値）及び焼却施設数〕

ブロック名	面積※1 〔km^2〕	R6 実績※2			R32 推計		
		人口 〔千人〕	ごみ排出量 〔千ｔ〕	焼却施設数	人口 〔千人〕	ごみ排出量 〔千ｔ〕	焼却施設数
①大竹・廿日市ブロック	568.15	141	40.0	3 (2休止)	111	22.7	1
②広島ブロック	2,506.15	1,342	378.9	5	1,171	235.3	4
③呉ブロック	452.69	223	73.8	1	139	26.9	1
④竹原・東広島ブロック	796.49	220	70.5	1	195	34.9	1
⑤三原ブロック	749.65	102	33.4	1	65	14.4	1
⑥尾道・因島ブロック	284.89	126	47.3	2	88	22.9	1
⑦福山・府中ブロック	1,095.45	499	150.2	5 (4休止)	408	66.5	1
⑧三次・庄原ブロック	2,024.67	79	23.9	2	52	19.8	1
合計※3	8,478.16	2,731	818	20 (6休止)	2,230	443.4	11

※1　国土交通省国土地理院「令和８年全国都道府県市区町村別面積調（1 月 1 日時点）」

※2　令和６年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※3　端数処理のため、合計値が合わない場合がある

〔令和 32 年度（2050 年度）の各ブロックの廃棄物処理体制〕

ブロック名	焼却施設数	ごみ排出量（推計）〔千t〕	ごみの収集体制（予定）
①大竹・廿日市ブロック	1	22.7	現在と同様
②広島ブロック	4	235.3	集約施設へ搬入
③呉ブロック	1	26.9	現在と同様
④竹原・東広島ブロック	1	34.9	現在と同様
⑤三原ブロック	1	14.4	現在と同様
⑥尾道・因島ブロック	1	22.9	集約施設へ搬入
⑦福山・府中ブロック	1	66.5	現在と同様
⑧三次・庄原ブロック	1	19.8	集約施設へ搬入

６　計画の進捗管理

(1) 広域化・集約化協議会

広域化状況の評価を踏まえたブロックの区割りや各ブロックにおける廃棄物処理体制については、県、市町及び一部事務組合が構成メンバーとなる「広島県環境行政総合調整会議（循環型社会推進部会）（平成 19 年設立）」において、適宜協議のうえ、進捗確認を行います。

(2) 各主体の役割分担

次のとおり主体別に役割を定め、ごみ処理の広域化・集約化の推進を図ります。

各主体	役割
県	・広域化・集約化計画の策定（現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討） ・市町間の調整や情報共有、意見交換の場の設定 ・広域化・集約化の進行管理（ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握） ・広域化・集約化を進めるための技術的助言
市町 一部事務組合	・広域化・集約化計画に基づく施設整備計画の検討・実施 ・関係機関との協議、情報提供